

## 対内直接投資の動向と対日投資促進策の概要

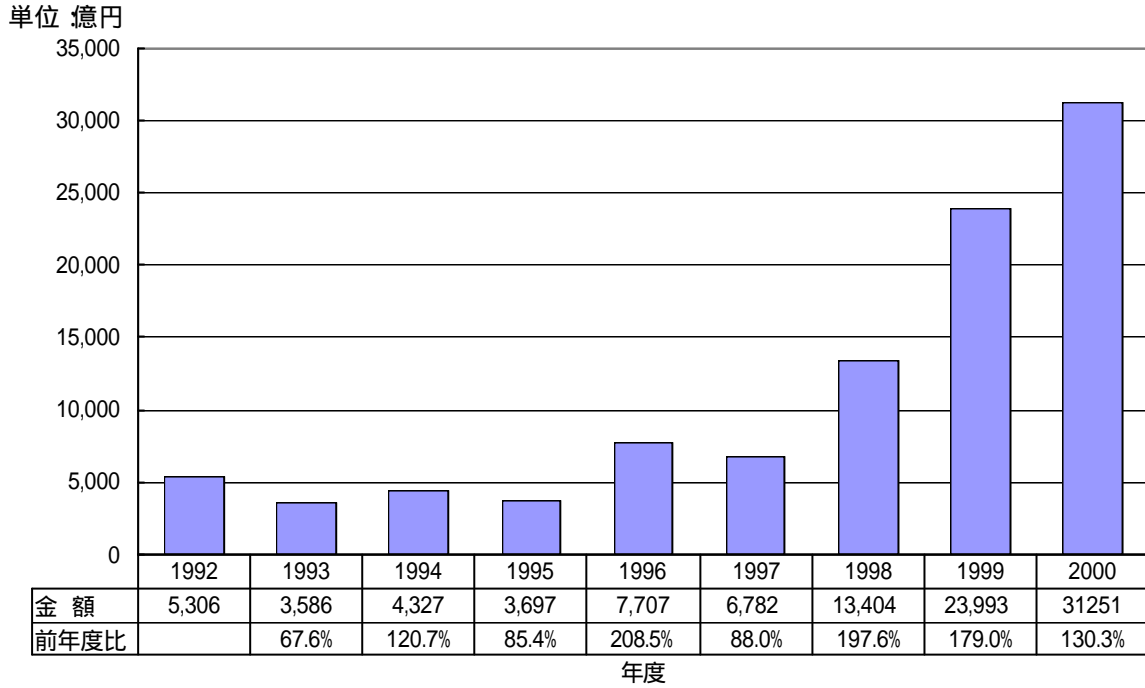
## ( 1 ) 対内直接投資の動向

対内直接投資は過去最高水準となり、対内 / 対外格差は大幅に縮小

地域別では日本国内での外資系企業による再投資が増加した一方、欧州からの投資額は大幅減、業種別では金融・保険業、通信業を中心に非製造業が大幅な伸び

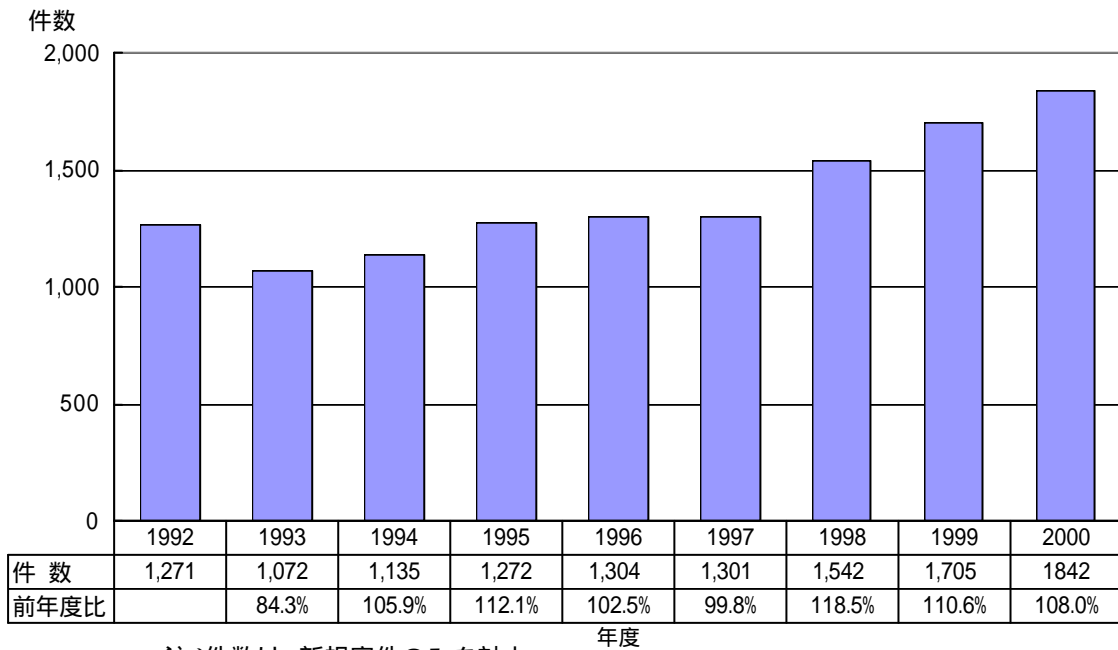
1. 対内直接投資の動向を財務省の対内直接届出実績でみると、00年度は3兆1251億円と3年連続で大幅に増加した（参考-1、2図）。
2. この結果、いわゆるフローベースで対内直接投資と対外直接投資（00年度5兆3690億円）の比率は約1:1.7となり、99年度の約1:3.1よりも更に縮小した。  
一方、国際収支統計からストックベースで対内直接投資額（00年暦年5兆7820億円 米ドル換算約537億ドル）と対外直接投資額（同31兆9930億円 同約2969億ドル）とを比較すると約1:5.5となっており、近年縮小傾向にあるが、未だ他の先進諸国に比べて低い水準にある（参考-3図）。  
また我が国のGDPに対する対内直接投資額（ストックベース）は1.2%であり、イギリスの34.1%、アメリカの30.1%、フランスの16.7%、ドイツの12.0%に比べ極めて低い水準となっている（参考-1表）。
3. 地域別動向をみると、日本国内での外資系企業による再投資が、通信業（7025億円）、金融・保険業（2356億円）を中心に活発であったことから地域別シェアでは日本が36.5%で1位であり、次いで北米の34.5%であった。一方、欧州は、機械、化学の大型案件の影響からドイツが2797億円と大幅増（前年度比499.4%増）、また、石油の大型案件の影響からスイスが2172億円と大幅増（前年度比465.6%増）したものの、前年度機械の超大型案件の影響で大幅に増加したフランスが296億円と大幅減（96.0%減）に転じたことから、欧州全体では大幅な減少となり、地域別シェアは22.0%であった（参考-4図）。
4. 業種別にみると、製造業は7907億円（前年度比19.3%減）、非製造業は2兆3344億円（前年度比64.6%増）となっており、両者の割合は1:3（前年度は2:3）で、金融・保険業、通信業を中心に非製造業が大きく増加した（参考-5図）。  
製造業では、ドイツ、カナダからの大型案件があった「機械」が1位であったが、フランスからの超大型案件のあった前年度に比べれば59.3%減の3519億円であった。一方、2位の「石油」は2534億円と大幅増（前年度比1775.5%増）、次いで「化学」も1788億円と大幅に増加した（前年度比196.7%増）（参考-6図）。  
非製造業では、1位は前年に引き続き「金融・保険業」で1兆293億円（前年度比101.2%増）、2位は「通信業」で7508億円（前年度比127.5%増）となり、この2業種で非製造業への投資額の76.3%を占める。次いで「商事・貿易業」2761億円（前年度比20.8%減）、「サービス業」2365億円（前年度比14.9%増）となっている（参考-7図）。

参考 - 1 図 対内直接投資の金額の推移



(出典) 対内直接投資届出実績 (財務省)

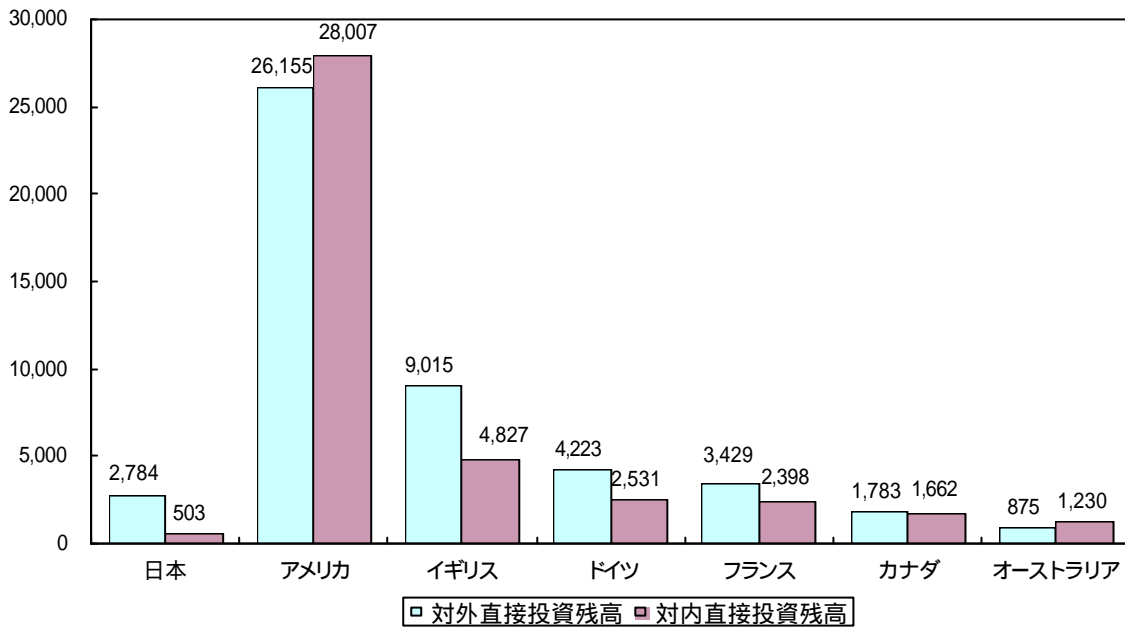
参考 - 2 図 対内直接投資の件数の推移



(注) 件数は、新規案件のみを計上。  
 (出典) 対内直接投資届出実績 (財務省)

参考 - 3 図 対内直接投資 / 対外直接投資（ストックベース）の主要国比較

単位：億米ドル



|          | 日本  | アメリカ | イギリス | ドイツ | フランス | カナダ | オーストラリア |
|----------|-----|------|------|-----|------|-----|---------|
| 対外/対内(倍) | 5.5 | 0.9  | 1.9  | 1.7 | 1.4  | 1.1 | 0.7     |

(注) 日本については、2000年末為替レート(114.90¥/\$)にて経済産業省が米ドルに換算したもの。  
 期末為替レートの出典はInternational Finance Statistics (IMF)

日本及びイギリスは2000CY、他国は99CY

(出所) 日本 - 国際収支統計(2000CY)

他国 - International Financial Statistics (IMF)

参考 - 1 表 主要国の対内直接投資（ストックベース、名目GDP比）

(単位：億米ドル)

|        | 日本     | アメリカ   | イギリス   | ドイツ    | フランス   | カナダ   | オーストラリア |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 対内直投残高 | 503    | 28,007 | 4,827  | 2,531  | 2,398  | 1,662 | 1,230   |
| 名目GDP  | 42,746 | 92,992 | 14,167 | 21,120 | 14,333 | 6,569 | 3,941   |
| 対内/GDP | 1.2%   | 30.1%  | 34.1%  | 12.0%  | 16.7%  | 25.3% | 31.2%   |

(注) 日本の対内直投残高については、2000年末為替レート(114.90¥/\$)にて経済産業省が米ドルに換算。  
 各国のGDPについては、期中平均為替レートにて経済産業省が米ドルに換算。

為替レートの出典はIFS (IMF)

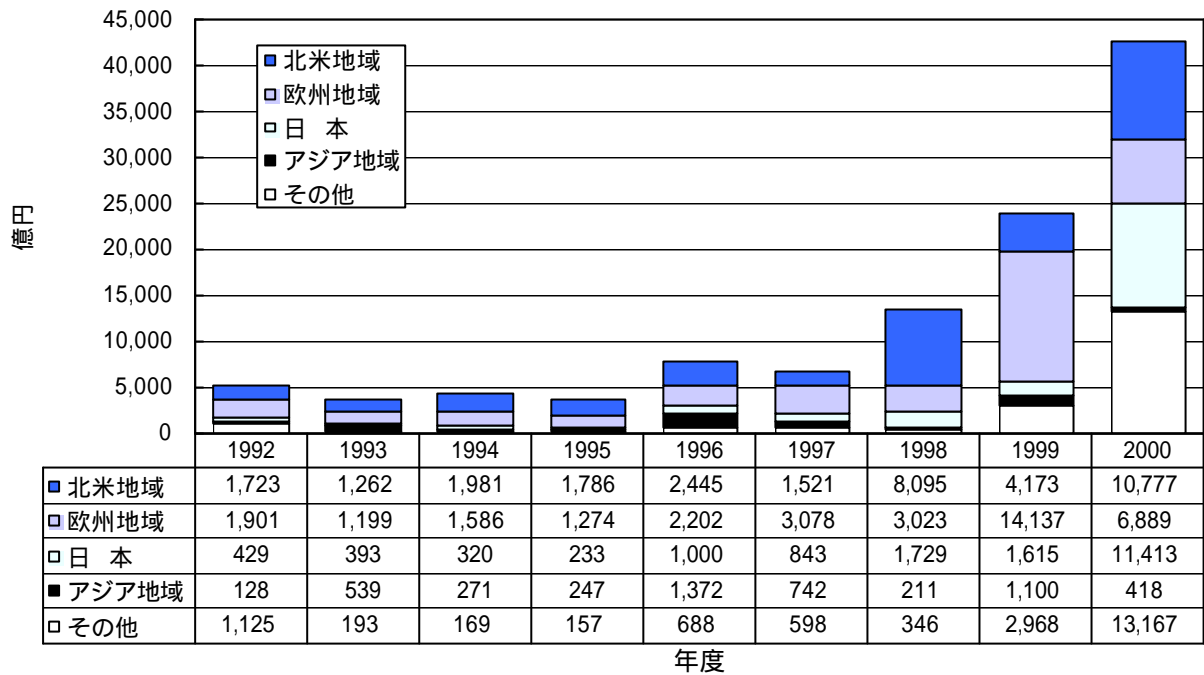
日本及びイギリスは2000CY、他国は99CY

(出所) 日本 - 対内直投残高：国際収支統計

名目GDP：SNA関連資料

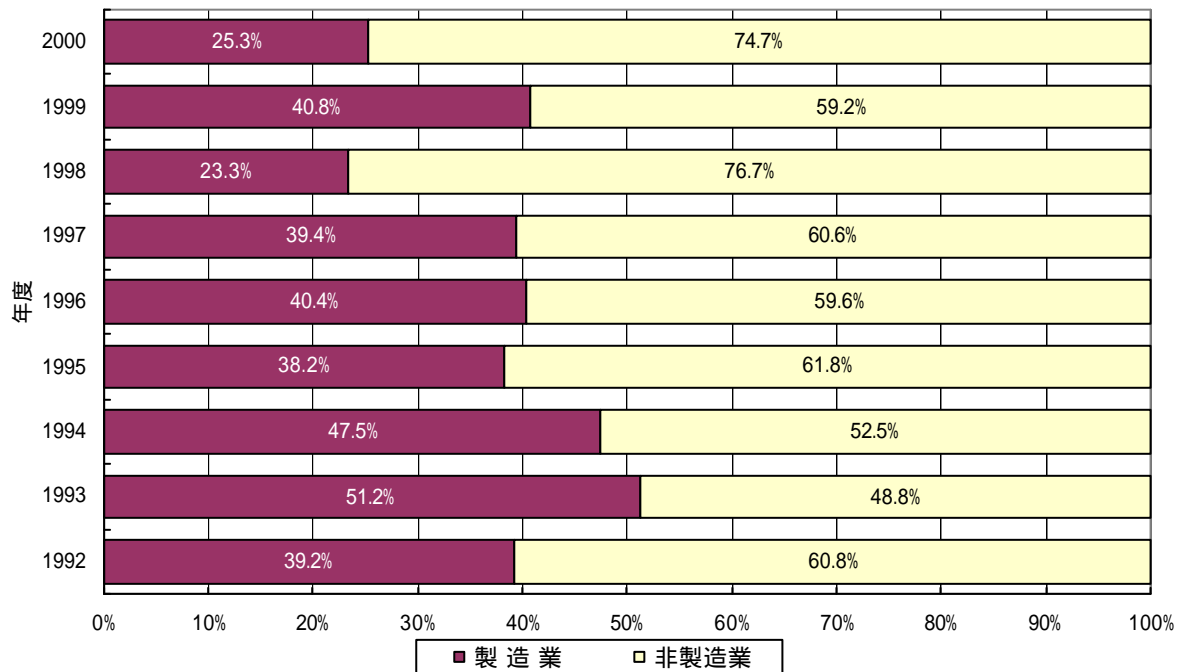
他国 - International Financial Statistics (IMF)

参考 - 4 図 構成比推移（地域別）



(注) 日本からの投資は日本国内の外資系企業からのもの  
 [出典] 対内直接投資届出実績 (財務省)

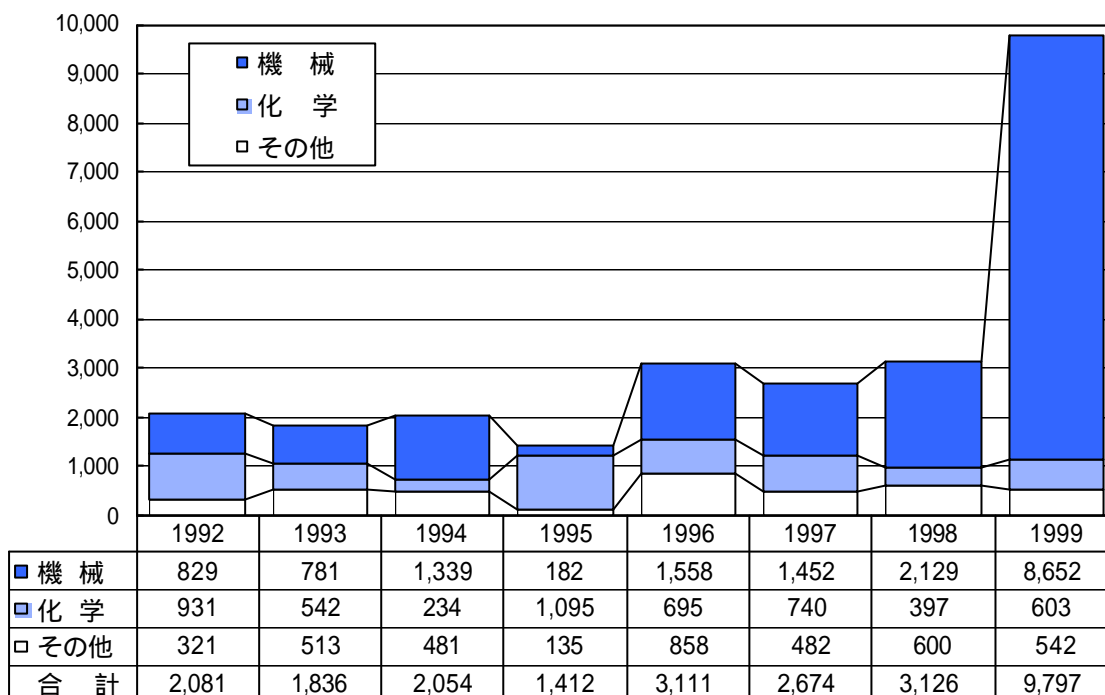
参考 - 5 図 構成比推移（製造業・非製造業）



[出典] 対内直接投資届出実績 (財務省)

参考 - 6 図 製造業向け対内直接投資動向

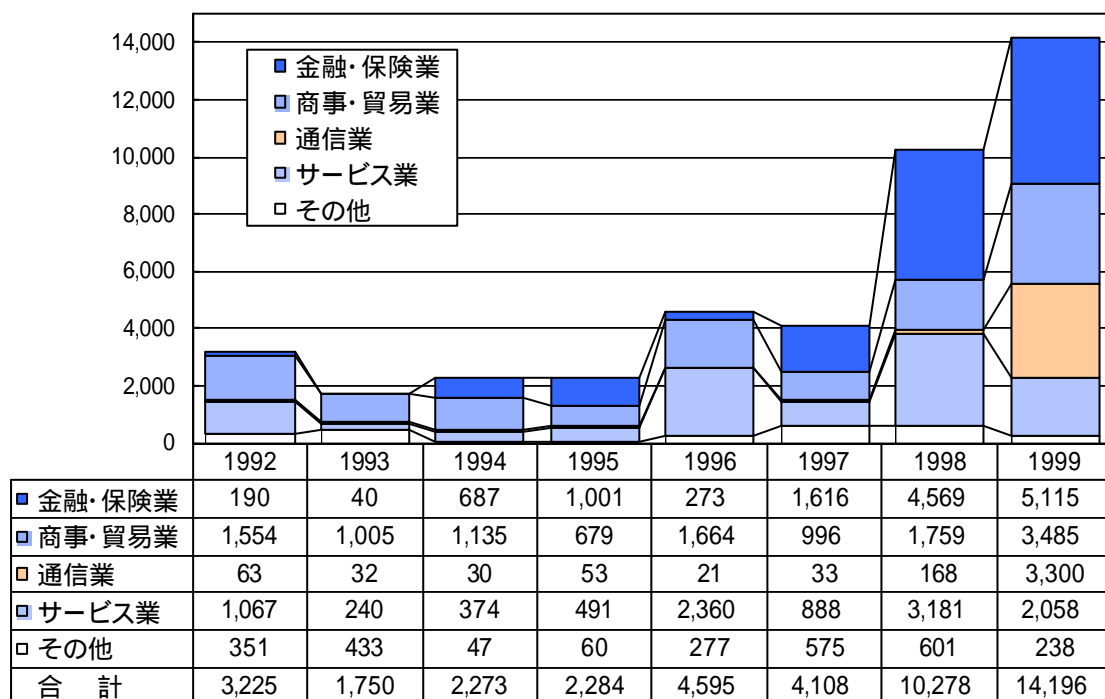
単位 : 億円



[出典] 対内直接投資届出実績 (財務省)

参考 - 7 図 非製造業向け対内直接投資動向

単位 : 億円



(注) 商事・貿易業とは卸・小売業、輸出入業、売買(輸出入)の仲介の代理業。

[出典] 対内直接投資届出実績 (財務省)

## ( 2 ) 対内直接投資促進のための施策の概要

外資系企業が我が国市場において事業活動を展開する際、特に、イニシャルコストの多大な負担、資金調達及び人材確保等の困難さに直面する立ち上がり期における事業活動を支援するため、税制、金融、情報提供及びアドバイス等の施策を実施している。

### 1 . 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」( 92年7月施行 ) に基づく措置

我が国において設立後8年以内の外資比率1 / 3超の外資系企業等のうち、一定のもの( 法律で定める要件に合致することについて経済産業大臣等の認定を受けた企業 ; 特定対内投資事業者 ) の立ち上がり期におけるイニシャルコストの多大な負担、資金調達及び人材確保等の困難な面を支援するため、税制上の特例、資金調達の円滑化等を実施。

税制上の特例措置 ( 欠損金の繰越期間の延長 )

欠損金の繰越し期間については通常5年間のところ、事業開始後5年以内に発生したもののについては7年間の繰越しを認める特例。

問い合わせ先 : 各地域の経済産業局

債務保証

事業開始後8年以内の活動に係る資金の借入れについて、産業基盤整備基金が借入額の95%を限度として債務保証を実施。

問い合わせ先 : 産業基盤整備基金業務第二部保証課

TEL 03-3241-6357 FAX 03-3279-0086

中小企業信用保険の特例措置

特定対内投資事業者と一定以上の取引等を行う中小企業者に対して、資金の借りに必要となる債務について信用保証協会が有利に保証 ( てん補率の引き上げ、保険料率の引き下げ ) 。

問い合わせ先 : 各地の信用保証協会

### 2 . 日本政策投資銀行による低利融資制度

我が国における外資系企業の事業の円滑化により、対日投資促進を図るため、政府系金融機関による低利融資制度を実施。

対象事業 :

イ) 対日投資に伴う技術・ノウハウ等の交流を通じて、我が国構造の高度化、新規産業の創出、雇用増加等に貢献することが期待される事業 ( 政策金利 )

ロ) 当該企業が我が国において行う初めての本格的投資 ( 政策金利 <sup>注</sup> )

ハ) 輸入品取扱比率が相当程度のものであり、輸入品の拡大に資すると認められる事業 ( 政策金利 <sup>注</sup> )

注 : 平成 13 年度末までに限り、輸入体制特利 ( 超低利 ) を適用

二) 外資系企業用施設・設備を整備又は賃貸する事業(但し、外資系企業用共同事業場の場合は、入居者の半数以上が外資系企業であること)(政策金利)

ホ) 一定の要件を満たす対日投資促進基盤施設(インターナショナルスクール)を整備する事業(政策金利)

融資比率: 必要資金の50%(ただし二は40%)以内

問い合わせ先: 日本政策投資銀行国際部

TEL 03-3244-1770 FAX 03-3245-1938

### 3. J E T R O の対日投資関連情報提供事業

対日投資に関心のある外国企業にとっての「ワンストップ窓口」として、対日投資関連情報の提供、アドバイス事業、外国企業の訪日サポート、広報事業等を実施。

#### 投資関連情報提供事業

外国企業に対し、我が国の投資環境、対日投資に関する諸施策等の情報をニューズレター、インターネット等により提供。

#### アドバイス事業

海外各国のJETRO事務所、アドバイザー等が窓口となり個別投資案件に対するアドバイス等を実施。

#### 外国企業の訪日サポート

##### イ) 対日投資促進招へい事業( I J S P )

対日投資に関心を有する外国企業を我が国に招へいし、国内各地域の投資環境等に関するセミナーを行うとともに、パートナー企業との商談会を開催。

##### ロ) 対日投資促進個別支援事業( I J I P )

対日投資が有望な外国企業を対象に、日本企業等とのビジネスミーティング、地方視察等を支援。

##### ハ) テクノ・ビジネス・フォーラム

ハイテク分野の技術交流、企業連携等を促進するため、プレゼンテーション、個別面談からなる国際テクノビジネスフォーラムを開催。

#### 広報

対日投資を促進するため、セミナー、シンポジウムの開催、展示会の参加等を通じた広報活動の実施。

問い合わせ先: 日本貿易振興会( J E T R O ) 投資交流部対日投資課

TEL 03-3582-5571 FAX 03-3505-1854

<http://www.jetro.go.jp/iv/japan/index.html>

### 4. (株)対日投資サポートサービス( F I N D ) による支援

政府及び民間企業からの出資を受けて、外資系企業事業支援会社として(株)対日投資サポート・サービス( F I N D ) を設立( 93年6月)し、外資系企業の事業活動の円滑化のため、各種の総合的なサービスを提供( one-stop-shop 機能)。

マーケット・エントリー・サービス  
コンサルテーション・サービス  
雇用確保支援事業  
研修・セミナー事業  
各種代行サービス  
事業提携、ビジネスパートナー探し

問い合わせ先：(株)対日投資サポートサービス

TEL 03-3224-1203 FAX:03-3224-9871

## 5 . その他の関連施策

民活法に基づき、以下の施設整備につき経済産業大臣の認定を受けることにより各種の助成措置（補助金、金融、税制）が適用可能。

### 国際ビジネス交流基盤施設

外国企業の我が国市場への円滑な進出を図るため、我が国市場への進出に向けて準備活動を行う外国企業等に対し、本格的に事業を開始するまでの間、賃貸オフィス及び我が国の商慣行等の情報を提供するためのバックアップ機能等を有した施設。

イ) ワールドビジネスガーデン・ジャパンビジネスセンター（千葉市）：91年開業。

ロ) りんくうゲートタワービル（大阪府）：96年開業。

ハ) 国際ビジネスセンター（神戸市）：01年開業予定。

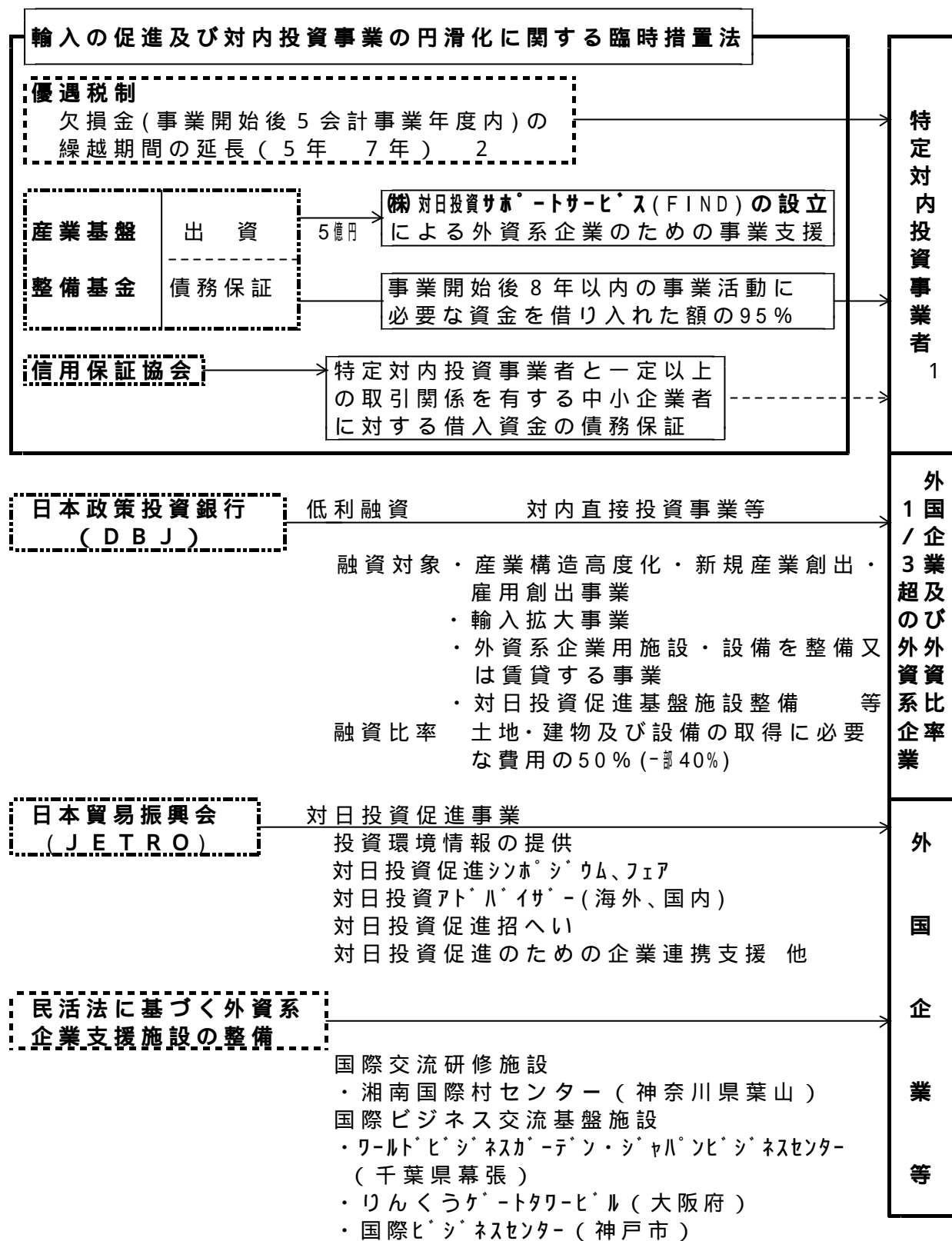
### 国際交流研修施設

外国企業の従業員等に対する日本語、我が国経済社会事情、商慣行等の研修を実施するための施設。

イ) 湘南国際村センター（神奈川県）：94年開業



# 主要な外資系企業事業活動支援策体系図



- 1 特定対内投資事業者は、次の要件等を満たす者として、経済産業省等が認定。外国企業の我が国における支店等又は外資比率1/3超(100%外資を含む)の外資系企業(子会社)。設置又は設立後8年以内の支店又は子会社。我が国において製造業、卸売業、小売業、サービス業のうち、指定された151業種に該当する業を営む者。
- 2 1994年度～99年度(平成6～11年度)に生じた欠損金は10年間の繰越可能